

# 第1章 計画の概要

## 1. 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的でした。これら分野別の福祉は、行政がその対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものでした。しかし、福祉サービスのような支援を必要としているのは分野で分けられた特定の人のみではありません。地域に暮らす誰もが日頃の生活の中で何等かの問題を抱え、簡単な手助けを必要としています。

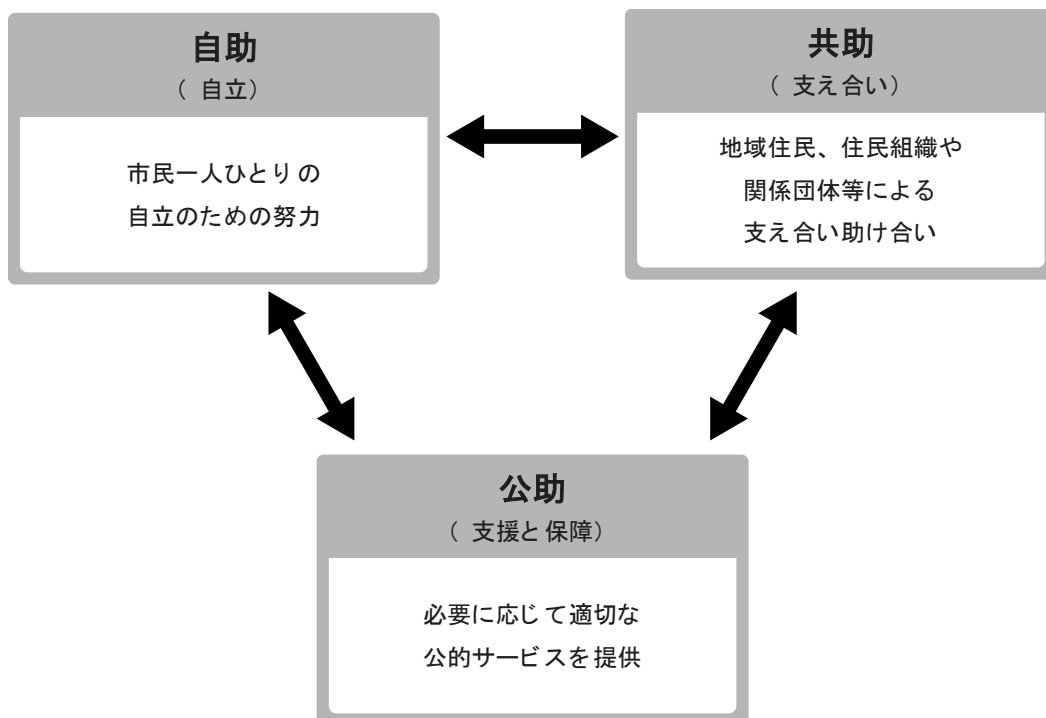
誰もが地域で安心して暮らしていくためには、行政が提供する福祉サービスだけでは不十分であり、日頃の身近な生活の問題には、地域の住民同士によるちょっとした手助けで解決できることもたくさんあります。

そこで、地域福祉の概念は、次のような視点での取り組みに分けられています。

- 自助：日頃身の回りで起こる問題は、まず個人や家族の努力で解決
- 共助：個人や家族内で解決できない問題は、隣近所の力やボランティア、NPO等の活動で解決
- 公助：地域で解決できない問題は、行政で解決

といった重層的な取り組みによって支援されています。すなわち、市民相互の助け合い・支え合いの力があり、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、市民が主体的に行う取り組み」、「地域における助け合いの仕組み」が『地域福祉』と言えます。

### 【地域福祉の概念】



# 第1章 基本理念・基本目標

## 1. 基本理念

第2次地域福祉計画の基本的な考え方である「共に生き、相互に支え合うことができる地域」の構築及び「地域の出来事を まず自分事として考える。」ことに取り組みながら、生活圏域を基礎に高齢者、障害者、子ども等地域を構成している市民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、社会福祉協議会及び市において「自助（自立）」、「共助（支え合い）」、「公助（支援と保障）」を継続して進めていくこととします。

そこで、次のとおり設定しました。

— 基本理念 —

地域で築く つながり 支えあうまち へきなん

## 2. 基本目標

基本理念の実現及び5つの課題解決には、環境づくり、人づくり、場づくり等といった施策が必要であるため、次のとおり5つの基本目標を設定しました。

### 基本目標1 福祉の意識を高める環境づくり

「人は支え合いながら生きている」、この誰もが一度は耳にする言葉、人間社会はまさにこの言葉によって支えられています。もちろん地域福祉においても、この支え合い・助け合いの意識は、地域社会を形成するにあたって核となるものです。しかし高度化していく現代社会においては、やや実感しにくくなっているのも事実です。そこで、子どもや大人に限らず、すべての住民が様々な機会を通じて、これらのことを再認識できるよう、また、地域福祉への関心と意識が高まるよう環境づくりを進めます。

## **基本目標 2 世代間や地域での交流の機会づくり**

地域福祉は「自助・共助・公助」という補完の原則を基本としています。これは、自分でできることは努力（自助）し、できない場合は隣近所や町内会等地域の協力（共助）で、地域で解決できないことは行政（公助）で、それぞれの役割を担いながら、地域の福祉課題に対して、解決を進めていく考え方です。つまり隣近所や町内会等、最も身近な住民同士のつながりは、地域福祉の原点となるものです。そこで、身近な地域で様々な交流の場や住民同士が顔を合わせられる機会を身近な地域で設け、交流の機会をつくっていきます。

## **基本目標 3 地域福祉活動を支える人づくり**

地域福祉を推進するにあたっては、福祉活動や支援を行う人の力が最も重要なものとなります。地域では、町内会やボランティアグループ等が中心となって、福祉活動が展開されています。これらの活動団体及び市、社会福祉協議会が協働し、人材の育成・発掘を進めるとともに、今日的な福祉ニーズや課題に応じた活動団体の育成・組織化等、地域福祉活動の人づくりを進めます。

## **基本目標 4 多様化する福祉課題に対応する支援体制づくり**

地域には、子育てに悩んでいる人、一人暮らしで不安を抱えている高齢者、障害者、支援を必要としているがサービスが行き届いていない人、虐待を受けている人等、個人では解決することが難しい福祉課題が様々にあります。これらの福祉課題については、地域住民を始め、町内会や民生委員等の各種団体や機関等と協働して解決していくことが必要です。さらには、地域福祉の推進機関である社会福祉協議会の充実や住民参加型による福祉サービス・支援活動を促進する体制づくりを進めます。

## **基本目標 5 安心・安全を高める地域づくり**

災害を始め、日常生活での安心・安全が大きな関心となっている今日、地域住民の安心・安全を守るために、地域で何ができるのかということが問われています。そのためには、何か起きれば気づけるような顔の見える関係づくりが重要であり、隣近所にどのような人が住んでいるか把握することが必要です。もちろん、このような地域は防犯力も高くなります。地域の安心と安全はそこに暮らす自分たちで守っていくという意識のもと、住民による主体的な防災・防犯活動を中心としながら、関係機関や団体等の連携・協力体制を強化していくことで、より安心・安全を高めることができる地域づくりを進めます。

### 3. 施策の体系



---

## 第3章 計画の推進

---

### 1. 計画の推進

#### 1) 計画の推進体制

地域福祉の推進は、市民を始めとして地域団体、ボランティア・市民活動団体等、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割を果たし、互いに協力・支援しながら、地域の福祉力向上に取り組んでいかなければなりません。

しかし、地域の生活課題は、複雑・多様化しており、地域だけでは解決できない課題も多く、これらを解決するためには、重層的な地域内での支援とともに、専門的な支援による対応が欠かせません。

今回、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定したことを契機として、市と社会福祉協議会は強い連携のもと、実効性を確保しつつ計画を進めます。

#### 2) 計画の普及啓発

本計画の普及・啓発に向けては、計画書や概要版を関係機関へ配布するとともに、市と社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を通じて周知します。

#### 3) 計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、PDCA（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））サイクルにより、市関係各課等や社会福祉協議会において、毎年それぞれの進捗状況を取りまとめると同時に、各地域で地域福祉懇談会の推進を図り、市民からの意見集約に努めます。次に「地域福祉計画推進委員会」において、それらを総合的に評価し、計画を進めます。